

シンガポールにおける外国人労働者の受け入れの現状について

いちまる じゅんこ
市丸 純子

TOMA 行政書士法人 行政書士

シンガポールは、地理的にも経済的にも東南アジア地域の中心的な役割を果たしており、多くの日本企業も進出しています。一方、シンガポールの政府当局は、現地労働者を保護する方向に政策を転換しており、それとともに外国人労働者の受け入れに関する制度が、度々改正されています。実際にはシンガポールへの進出を考えると、その時点の正しい情報を入手した上で検討する必要があります。ここでは、現時点で入手している情報をもとにお伝えします。

就労査証に関する近年の改定状況

シンガポール当局の政策が、より現地労働者を保護する方向に向かっていることが以下の法改定にあらわれています。

- 官民合同の経済戦略委員会（ESC）の提言に基づき、2010年から国民の労働生産性を引き上げるために、外国人労働者への過度な依存を抑制し、外国人労働者を全労働人口の3分の1に抑えるという目標を設定。
- EP、Sパスの基本月給の基準を2011年から段階的に引き上げると同時に、2012年から学歴条件も厳格化。
- 2012年9月からEPとSパスの帯同家族のビザ発給基準を強化。
- 2013年7月から、Sパスの、発給

枠を20%から15%に引き下げ、基本月給の下限を2200ドルに引き上げ。
○2014年1月からEPの基本月給基準を再引き上げ、同年8月からはEP申請前の地元人材対象とした求人広告掲載を義務化。

○2015年9月からEP、Sパス保持者の帯同家族のビザ発給基準を再び強化。

就労ビザの種類

日本法人の従業員がシンガポールで就労する場合に申請するビザは、以下の2種類です。

①エンプロイメント・パス（EP）

このビザの対象者は、外国人の専門家・管理職・役員で、月給3300ドル以上の給与を得る予定の方です。その他の要件は、後掲の「EPの申請・審査」をご参照ください。

②S・パス

外国人で中程度の経験、スキルをもった従業員で、月給2200ドル以上の給与を得る予定の方が対象です。また、就労予定の業務に関連する一定の資格及び実務経験も要求されます。また、Sパスの発給を受けるためには、外国人1人に対して、シンガポール人7人以上を雇用している必要があります。

●その他のビザ



TOMA 行政書士法人 行政書士
市丸 純子先生

前述の2種類以外にも「ワーク・パーミット」というビザがありますが、主に製造業等の単純労働者を対象としており、現状、日本人には発給されていません。

EPの申請・審査

EPの審査は、以下の6項目を総合的に判断して行われます（⑤及び⑥は更新時に確認されます）。①月給、②学歴、③職歴、④シンガポール法人の資本金額、⑤シンガポール法人のシンガポール人雇用人数、⑥シンガポール法人の売上。各項目が基準を満たしているからといって、必ずしも許可されるわけではなく、シンガポール当局はその理由を提示しません。このため、あくまでも推測

【シンガポール共和国 概要】
面積：718.3km²（東京23区よりやや大きい）
人口：547万人（2014年）
GDP：3079億米ドル（2014年）
民族：中華系74%、マレー系13%、インド系9%、その他
言語：英語、中国語、マレー語、タミル語
宗教：仏教、イスラム教、ヒンドゥー教、キリスト教など
在留邦人：35,982人（2014年10月現在）
日系企業：829社（2015年4月、日本商工会議所会員数）
ビザ発給業務を行う行政局：MOM Ministry of Manpower（人材省）
1 SGD = 約81円（2015年1月時点）

シンガポール経済の強みと弱み

強み	弱み
<ul style="list-style-type: none"> ・法人税等の税制上のメリット ・教育水準の高い人材が豊富 ・アジアの中心に位置する立地優位性 ・物流等各種インフラ、生活環境の整備 ・英語が公用語（公用語は、ほかに北京語、マレー語、タミル語） ・資金調達の容易さ ・外国人雇用の容易さ ・自由化水準の高さと透明性 ・政治・社会の安定性 ・石油化学、電気電子等の産業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・日用品の物価の高さ（交通費除く） ・人件費や不動産コストの高さ ・国土の狭さ ・エネルギーの対外依存 ・水、食料など基礎食料品の対外依存 ・国際経済の情勢の影響の大きさ

Copyright © TOMA Consultants Group Co., Ltd. All Rights Reserved.

ですが、それぞれの項目のバランスを鑑みて審査していると思われる。

①月給
シンガポールの行政（MOM）のサイトでは、月給3300ドル以上と記載されています。しかし実際は、4500ドル以上でなければEPが発給されないケースが多いようです。このため実質的な最低月給は4500ドルだろうと推測されます。

②学歴
原則として、大学卒業以上であることが要求されます。大学中退の場合は、ビザが発給されない可能性が高いようです。申請時に大学の卒業が確認できる英文の卒業証明書を提出します。最終学歴が高校卒業の場合は、月給が6000ドル以上であればビザが発給されるケースがあります。

③職歴
5年以上の職歴が要求される傾向にあります。ただし、職歴が長くなればなるほど、求められる月給の金額が上昇します。

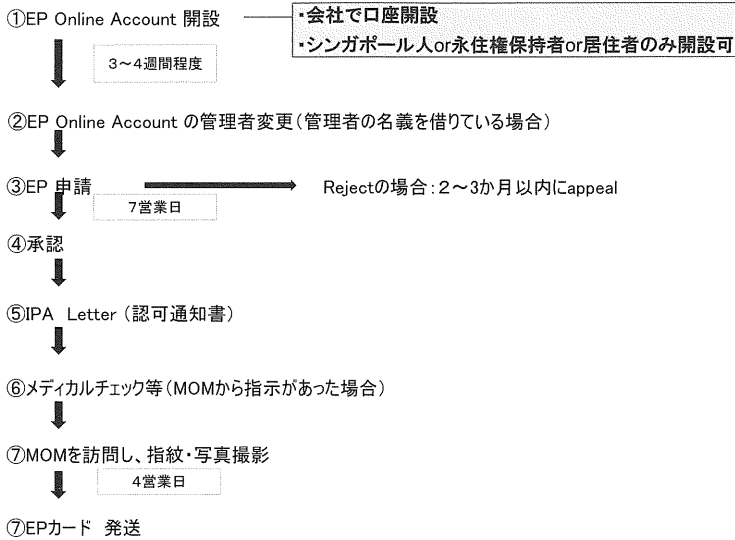
④シンガポール法人の資本金額
シンガポール会社法上は、資本金1SDドルでも設立可能です。もともと、就労ビザを申請する場合は、少なくとも10万SDドルの資本金が要求されるようです。なお、支店・駐在員事務所設置の場合は、当然この項目は考慮されません。

⑤シンガポール法人のシンガポール人雇用人数（更新時のみ考慮）
この項目について、客観的な基準はありませんが、シンガポール人を雇用すればするほど、ビザの更新は許可されやすい傾向にあります。現地労働者を保護する姿勢がうかがわれます。

⑥シンガポール法人の売上（更新時のみ考慮）
シンガポール法人の売上金額の月額平均値が月額人件費を上回っている必要があります。

以上、それぞれの基準の目安をあげました。これらの項目をバランスよくクリアしている必要があります。例えば職歴がそ

■EPビザ申請の流れ



Copyright © TOMA Consultants Group Co., Ltd. All Rights Reserved.

特集

それほど長くないのに、不自然なほどに給与が高いなどという場合、発給されないこともあるようです。

家族ビザ

次に、駐在する従業員の家族のビザについてご案内します。家族がシンガポールに滞在する場合は、家族向けのビザが必要です。家族向けのビザは次の2種類です。

①Dependant's Pass

EPまたはS・パスを取得する方の配偶者と子供に対して発給されるビザです。家族がシンガポールに居住することを認めるビザであり、家族が就労する場合は別途就労ビザの申請が必要です。

②Long Term Visit Pass

EPまたはS・パスを取得している方の両親、事実婚の配偶者等に対して発給されるビザです。就労者の配偶者の両親はこのビザの対象に含まれません。

家族ビザの発給を受けるためには、次のとおり、就労者の月給の要件があります。

- ・両親または21歳以上の子に対してビザを発給する場合…月額1万SDドル以上
- ・配偶者または21歳未満の子に対してビザを発給する場合…月額5000SDドル以上

これらの基準は2015年9月の法改正で厳格化されました。

EP申請時の注意点

EPが確実に発給されるよう、以下のことに注意しましょう。

- ・申請前に、MOMのサイトの申請診断ページで申請の仮診断を実施すること(仮診断で不許可となる場合、実際に申請しても許可される可能性は非常に低い)
- ・申請時の月給は、確実に毎月支給される金額のみを記載すること(賞与を除いていること)
- ・役職・経験年数と給与額のバランスが不自然でないこと
- ・決算期末には、財務数字を確認し、場合によっては専門家のアドバイスを受けること(更新時)
- ・ビザ更新時の状況を見据えて、人員配置などを行うこと

以上、日本人がシンガポールで就労する場合のビザについて紹介いたしました。法改正により審査基準が変わることも考えられますので、申請時は最新の情報を入手するように心がけてください。